

13 学校給食費の未納対策、未納対応

(1) 具体的な未納対策、未納対応

- ・ 県内自治体の学校給食費の未納対策、未納対応の例は、次のとおりである。

<ul style="list-style-type: none">・ 訪問徴収を行う。
<ul style="list-style-type: none">・ 入学説明会等の機会、保護者に学校給食の意義・役割、学校給食費納入の重要性について説明する。
<ul style="list-style-type: none">・ 経済的理由により就学困難な児童、生徒の保護者に対し、就学援助制度等の説明、周知をする。
<ul style="list-style-type: none">・ 保護者による学校給食の試食会や親子で学校給食を食べる機会を設け、学校給食への理解を促進する。
<ul style="list-style-type: none">・ 学校（管理職、教職員、事務職員）、共同調理場、教育委員会が互いに学校給食費未納者の情報を共有し、連携して徴収する。
<ul style="list-style-type: none">・ 年度開始前や年度開始当初に在校生の保護者も含め、年間の学校給食の予定や食に関する年間指導計画、年間（月別）の学校給食費の額やその納入方法について通知する。
<ul style="list-style-type: none">・ 生活保護（教育扶助）や就学援助受給者には、できる限り保護者の了承のもと、代理受領の委任状を提出してもらい、現物給付とする。
<ul style="list-style-type: none">・ 校長会、教頭会、PTA総会などで学校給食費の未納の現状を報告し、協力を依頼する。
<ul style="list-style-type: none">・ 学校等のホームページ、学校だより、給食だより、献立表に学校給食費の納付日（口座振替日、口座引落とし日）及び金額を記載する。
<ul style="list-style-type: none">・ 訪問徴収において、両親のみでなく、同居家族（祖父母等）に滞納状況を伝え、協力を依頼する。
<ul style="list-style-type: none">・ 滞納の状況により、来所、面談を求める。
<ul style="list-style-type: none">・ 学校給食費の滞納があった場合の督促状、催告書の送付や滞納が続いた場合の法的措置の可能性について周知する。
<ul style="list-style-type: none">・ 口座振替（口座引落とし）に限らず、集金袋（現金）など複数の学校給食費の納入方法を併用する。

<ul style="list-style-type: none"> ・滞納の状況により、(両親による) 記名捺印がされた納付誓約書 (分納計画書) を提出してもらう。
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納状況によって、催告書の催告者名を学校長 (共同調理場長) 単独から教育長名 (連名) とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納状況によって催告書の紙の色を変える。(白→黄→赤等)
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納の状況により、催告書中で法的措置の検討について言及する。
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者一斉携帯メールなどを活用し、保護者に納付日や金額を周知徹底する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報誌や広報媒体 (メールマガジン等) で学校給食費納入に係る啓発を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当支給時期にあわせて未納対策、未納対応を強化した。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の納入が可能な金融機関を増やす。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の時間外納付やコンビニエンスストアでの納付にする (した)。
<ul style="list-style-type: none"> ・納付指定日に納付がなかった場合は、早めに家庭等に連絡する等対応を迅速に行うことで、未納の繰り返しや未納の蓄積がなされないようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の支部長へ未納の状況を知らせ、支部長へ集金をお願いする。 (※)
<ul style="list-style-type: none"> ・給食費システムを本庁でも支所でも確認できるようにし、未納状況の随時把握をするとともに、納入可能窓口を増やす。
<ul style="list-style-type: none"> ・集金方法を口座引き落としから、学校で集金する方法に変えた。

(参考) 学校給食費未納者に対する催告状 (書) (例) 資料編 2 3 頁

(参考) 学校給食費納付誓約書 (例) 資料編 2 4 頁から 2 5 頁